

20万医労連の早期実現に向け コロナ禍だからこそ仲間を増やそう

日本医労連・組織共闘局長 米沢 哲

困難な時こそ、労働組合の出番

新型コロナウイルスの感染拡大から1年余りが経過しました。現場では、人員不足や資材の不足による業務のひっ迫に加え、受診抑制などによる経営難から、賃金・労働条件の不利益変更など、多くの不安・不満が渦巻き、医療・介護労働者がおかれている環境は厳しさを増しています。だからこそ、労働組合が不安・不満の受け皿となり、寄り添いながら問題の改善を図っていくことが強く求められています。

今年度の新歓の取り組みでは、新入職員の方から組合事務所を訪ね、加入書を持ってきたという報告がいくつも寄せられました。コロナ禍によって職場が厳しくなる中で、労働組合に対する期待が高まっていることの現れです。

仲間を増やし、一つひとつ改善を

当然のことですが、労働組合が現場の期待に応え、実態を改善するためには、現場の仲間を組織するということが第一義的課題となります。今の医療・介護現場にはさまざまな制約がありますが、工夫しながら、できる範囲の中で協力し合い、改善を勝ち取っていくことが重要です。

一人ひとりの組合員に、現場の不安や不満を声にして出してもらうこと、職場集会や交渉に参加してもらい、一言でも現場の改善を訴えてもらうこと等呼びかけながら、現場と一緒に改革を勝ち取っていくことが求められます。

「残業が多くなり、子どものお迎えが遅くなることが増えた。延長保育料をどうにかできないか」。コロナ禍によって、職員の生活や家計にもさまざまな負担が生じています。多くの労働組合が、職員のこうした声に応えようと奮闘しています。現場は厳しさを増していますが、公的な支援が不十分ながらも実施されており、問題の解決を図ることが可能な状況にあるといえます。

必要なことは、現場に埋もれている問題・課題を掘り起こすことになります。そのために、労働組合があること、職員の不安や不満の声を受け止め改善のために一緒にたたかう存在であることを発信して、知ってもらうということが重要です。賃金・一時金のカットを許さなかったこと、カットされた一時金を取り戻せたことなど、「労働組合なら変えられる」ということを積極的に知らせていくことが肝心です。

「医労連の仲間」を増やそう

日本医労連は2年連続で組合員が減勢となっています。しかし、医療・介護・社会保険を取り巻く環境が厳しくなる中で、日本医労連に求められる役割は増えています。この間も、コロナ禍での医療・

【重点課題】

- ◆「新人100%加入」を必ず達成しよう
年間を通じて計画的・反復的に取り組みをすすめて、100%加入を追求しましょう
- ◆非正規雇用の仲間を迎え入れよう
コロナ禍は、とりわけ「社会的弱者」にシワ寄せがきます。非正規雇用職員の要求実現と結び付けて、仲間を増やしましょう
- ◆転退職者を県個人加盟につなげよう
残念ながら、転職してしまう組合員もいるかもしれませんが、医労連の仲間として県個人加盟組合に加入してもらいましょう。そのためにも、医労連共済を推進しましょう



▲岡本あき子衆議院議員に署名を手渡す宮城県医労連の仲間
▶大阪の署名を森山ひろゆき衆議院議員(写真は秘書)に届ける寺田中執

介護現場の実態を調査・発信し、厚労省に要請することで病院や介護事業所への支援の拡充等を実現させてきました。日本医労連という産別労働組合を大きくすることは、私たちの要求を実現するための大きな力にもなります。企業

業内の意識にとどまることなく、「医労連の仲間の要求を実現する」「医労連の仲間を増やす」という意識を持つことが極めて重要です。20万医労連の早期実現のために、みんなで力を合わせて取り組みをすすみましょう。



署名累計63万筆超え
紹介・賛同議員133人
自治体意見書197自治体で採択

いのち署名は、5月20日時点の累計で63万2102筆の到達となり、20日は21万筆の署名を提出しました。集会には、11人の国会議員と8人の秘書が来場し、激励をいただきました。会場には、103人が参加し、ツイッター配信で全国からも視聴されました。この集会では、いのち署名の紹介・賛同議員133人

人にお礼の訪問と、紹介議員には追加の署名を届け、賛同議員には、紹介議員応諾のお願いをしました。

「いのち署名」採択めざす中央行動

5月20日、日本医労連は全労連、中央労保協、医団連、医療三産連と共同で「いのち署名」採択めざす中央行動を衆議院第一議員会館で実施しました。

行動提起で日本医労連・森田進書記長は、「大きな共同行動で取り組んだ『いのち署名』の推進によって、地域医療と国民のいのちと健康を守る運動は、今後ますます重要な取り組みになります。採択めざし頑張りましょう」と呼びかけました。

脈路

医療・介護現場の夜勤人員不足が深刻化しています。夜勤負担軽減と安全性を守るために入院患者数や救急車の受け入れを制限せざるを得ない事態に直面しています。看過できないのは、新型コロナウイルス専用病棟の設置に伴い、就業規則に「月の変形労働時間制」を明記せず16時間夜勤が導入されていることです。

このような違法行為は論外です。2交替の撤回と8時間以上働いた分の時間外労働を直ちに求めるべきです▼変形労働時間制は、1勤務あたり8時間以上の労働を強制しながら時間外手当の支給が免除されるため使用者側にとって都合な法律です。ただし、この法律の目的は、繁閑期が明確な業種を対象に年間の総労働時間を短縮するためにあることを正しく理解し、運用されなければいけません。医療・介護現場は1年中が繁忙期ですから、変形労働時間制の対象外の業種です▼もう一つ重要なことは、1勤務当たり8時間以上も働かせることから労働者保護のため1度確定した勤務シフトは、厳格に遂行することが求められており、業務の都合で任意に変更することは認められていません。結論として、病欠などで常に勤務交代が行われる医療・介護現場には、変形労働時間制はそぐわないということです。8時間以上の夜勤を行わせたいのであれば、使用者は割増の時間外手当を支払うべきです。

日本医労連 「役員セミナー」開講

財務諸表を 読み解こう



開会挨拶をする森田しのぶ中央執行委員長
=28日、日本医療労働会館

5月28日、日本医労連は「役員セミナー2021」をWeb開催しました。6全国組合30県医労連から180人以上が参加しました。



講師の山口不二夫氏

2018年から取り組んできた次世代育成セミナーは、昨年度はコロナの影響から開催を中止しました。今年度は、開催方法をWebにして、希望者が参加できる「役員セミナー」を開催しました。

冒頭、森田しのぶ中央執行委員長は「学習の場を止めず、本セミナーの学びを通じて、今後の賃金や一時金交渉に役立て、日々の労働組合運動に繋げてほしい」と挨拶しました。

今回のセミナーでは、明治大

学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授の山口不二夫氏から「医療法人の財務諸表の読み方と経営分析」と題して講演をいただきました。

講演では、経営分析の有用性の一つに、公共や政府分野の監視を積極的に市民が行う必要がある、医療法人の監視について、労組の監視が重要になることが強調されました。経営分析の基礎では、5年・10年の財務データから、経年変化を比較し、その時々のトレンド(経営背景)や見落としを発見することが鍵となり、財務の分析力を身に付けて必要な情報を開示させていくことの重要性が語られました。

参加者からの、経営者の投資に対する質問については、「経

講演

働くってなんだろう？
コロナ禍で「おかしい」に気づいたら

岡山県労働者学習協会 長久啓太氏



Zoomによる講演の様子

講演では、「働くとは？」『労働組合とは？』の問いから、自身の「生活」を見つめてほしい。生活は無期であり、個人の労働力(身体的・精神的・知的エネルギー)は回復・メンテナンスさせる必要がある。『労働力の酷使は命の酷使』に値し、労働安全衛生活動や労働組合は、命と生活、尊厳を守るバリエード」と語り、『生活の質(ゆとり)と労働条件は連動する。自身

てほしい。生活は無期であり、個人の労働力(身体的・精神的・知的エネルギー)は回復・メンテナンスさせる必要がある。『労働力の酷使は命の酷使』に値し、労働安全衛生活動や労働組合は、命と生活、尊厳を守るバリエード」と語り、『生活の質(ゆとり)と労働条件は連動する。自身

最後に、「労働組合で必ず要求を実現させるために、コロナ禍のなかで『集まる』とは別の手段(電話やライン)での対話、オンライン活用、動画作成、SNS発信」でも組織化の努力が行われている。当事者の発信(声)、運動の「見える化」が、変化を促す原動力になる。コロナ禍だからこそ、要求にこだわり、声を集め、アクションを。社会的な世論を動かそう」と激励がありました。

5月24日、日本医労連・青年協議会は「青年学習交流会」をWeb開催しました。5全国組合22都道府県から56人以上が参加しました。

利用者のための制度改善を

第32回 児童・障害福祉労組全国学習交流集会

講演

すべての子どもに
社会的養護を

NPO法人 日向ぼっこ
木本ゆう氏

「日向ぼっこ」は、「すべての子どもに社会的養護を」の視点で、「居場所」「相談」「発信」の3つの柱を軸に活動をしています。居場所、進学、就職、再就職など子どものニーズに沿ったサポートを行うなかで、子ども自身の意思を尊重し、その意見に寄り添うケアを実践しています。そうした手厚いケアには人員が不足していると、「こぼれ落ちる子をつくらず質の高い福祉の提供には、人員不足の解消と人材育成が必要」また、「人材集めには、活動に見合う対価も必要」と福祉分野の処遇改善の必要性も指摘しました。最後に、「労働組合の活躍に期待しています」とエールをいただきました。



5月25日、「第32回児童・障害福祉労組全国学習交流集会」をWebで開催し、2全国組合9県医労連から24人が参加しました。

集会は、榎原部長が開会挨拶を務め、寺田中執が基調報告を行いました。集会の目的を皆さんと再確認したい」「社会情勢を学ぶ、福祉部会の方針に結集すること。人材確保対策と制度改善の運動を皆さんですすめましょう」と呼びかけ、方針提案しました。

「誰のために、何のために」

指定報告では、沖縄の育成福祉会労働組合の平石組合長より、非正規の仲間を組合に

迎え、過半数組織を実現」と題して報告をいただきました。

右も左もわからず、組合長のバトンを引き継いだ平石さんは、労働組合として「誰のために、何のために」の原点に立ち返り組合活動をする、非正規の労働条件改善に取り組まれました。非正規の組織化が進んで過半数組合になるまでの経過や、アイデア満載の組合活動を報告いただきました。

質疑の後には、参加者同士で活発な情報交流が行われました。

最後に佐々木中央副執行委員長が、「利用者への手厚いケアのためにも、私たち労働者の賃金・労働条件を改善し、働き続けられる職場にするため、一緒にがんばりましょう」とまとめ、鎌倉中央副執行委員長長の団結カンパニーで閉会しました。

2020年度青年学習交流集会 青年の要求実現へ

開会にあたり、長田一徳副議長は「オンラインであっても全国の青年の顔をみると元気が湧き、全国の青年の繋がりは大事」「2021年は衆議院選挙があり、政治が変わるチャンス。私たちの一票が大切となる。医療従事者への手厚い支援を政府に訴え続けていきたいと思います。共に学び交流しましょう」と挨拶しました。

今年度は、新たな取り組みとして要求討議と模擬団交を実施しました。分散会に分かれ、「職場の不満アンケート」の結果をもとに、職場の実態や労働条件について交流し、模擬団交に向けた要求としてまとめました。全体会の模擬団交では、米沢書記次長を悪徳理事長役に見立て、各分散会で出された増員・賃上げの要求や、ハラスメントなどの

最後に、「労働組合で必ず要求を実現させるために、コロナ禍のなかで『集まる』とは別の手段(電話やライン)での対話、オンライン活用、動画作成、SNS発信」でも組織化の努力が行われている。当事者の発信(声)、運動の「見える化」が、変化を促す原動力になる。コロナ禍だからこそ、要求にこだわり、声を集め、アクションを。社会的な世論を動かそう」と激励がありました。

全体交流企画では、コミユニケーションゲーム「青年協版ボジテン」を実施。「デモ」「ペア」など力タカナ言葉で日本語だけで説明するゲームを行い、画面には参加者の笑顔があふれました。

閉会にあたり、春山末央副議長は、「日常の多くの時間を占める労働について考えることや、自らの労働条件への関与を保障した憲法28条は大切」「本日の学びを持ち帰り、活動を広めてもらいたい」と呼びかけました。

参加者からは、模擬団交について「コロナで団交ができておらず、模擬という形であったが、久々に団交ができてテンションがあがった」等の感想が寄せられました。

2022年度 概算要求

厚労省へ要望提出

5月21日、日本医労連は2022年度の厚労省の概算要求書に関する要請を行い、森田しのぶ中央執行委員長はじめ、役員5人が参加しました。厚労省は、新型コロナウイルス感染症対策本部、医政局、労働基準局、社会・援護局、保健局、老健局、雇用環境・均等局が対応しました。

冒頭、森田委員長は挨拶の中で、5月20日、委員会採択された成立が確実となっていた病床削減推進の医療法改悪案に触れ、「コロナ禍の大変なかで許されることではない」と怒りを表明しました。要請では、コロナ禍によって「救えるいのちも救えない」事態に直面するなかで、新型コロナウイルス対策の強化、感染症病床の必要数の確保をはじめとする医療・介護の提供体制を拡充、医療・介護従事者の大幅増員など、誰もが安心して必要な医療・介護が受けられる制度の実現に資する概算要求となるよう要請しました。厚労省は、感染症病床や保健所の拡充について、必要性は十分に認識しているが、オンラインで事態が推移している中で「具体的な整備目標は出していない」と述べ、今回の事態を分析しながら必要数を確保できるようにしていくと述べました。



厚労省に要請書を渡す
森田しのぶ委員長

各省庁の概算要求は8月までにまとめられ、財務省に提出されます。

医療費窓口負担2倍化法案 参院厚労委での採決強行に抗議

6月3日、75歳以上の約370万人の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる「医療費窓口負担2倍化法案」の参院厚労委員会での採決強行に抗議する集会が衆院第2議員会館で開かれました。反対署名70555人が提出され、累計105万3045人分となりました。

集会で日本医労連・佐々木悦子中央副委員長は、「コロナ禍で国民全体が困難を強いられているからこそ、政府は、社会保障を含めたあらゆる補償を手厚く行い、すべての国民が安心して人間らしい生活が送れる政策を打ち出すべきです」「国民のいのちや生活をないがしろにする高齢者の医療費窓口負担2倍化法案の



発言する佐々木悦子副委員長

強行採決は許せません」と訴えました。行動提起した日本高齢期運動連絡会の武市和彦事務局長は「2022年10月までに法案を実施させない取り組みを広げていきましよう」と呼びかけました。

日本医労連 第71回定期大会公示

日本医労連規約第10条、第11条にもとづき第71回定期大会の開催を下記の通り公示します。

昨年に続き、コロナ禍のもとで開催される日本医労連第71回定期大会は、オンライン(Zoom)を併用しながら全代議員参加による定期大会として開催します。日程は従来の定期大会より短い2日間としますが、代議員発言をできる限り保障するために、産別スト権投票及び役員選挙は事前郵送による直接無記名投票とします。

記

- 開催日時
2021年7月20日(火) 11時～7月21日(水) 16時
- 開催地
メイン会場：TFTビル(東館9階)
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1
- 大会構成員
規約第13条により大会構成員を次のとおりとします。
 - 代議員 184名
代議員数の基準は、会費納入組合員数に応じ、下表のとおり。加盟組織毎の代議員定数は、別添の定数表のとおり。(略)
 - 特別代議員 青年協・女性協 各2名
 - 役員 中央執行委員 31名
会計監査委員 3名
 - 選挙管理委員 4名◆メイン会場では傍聴者は受け付けません。
傍聴者にはYouTubeによる配信を行います。
- 代議員の登録(略)
- 大会議事
 - 承認事項
①2020年度会計報告・会計監査報告、②共済事業報告・事業方針・規約改正・次年度共済運営委員の選出、③次年度選挙管理委員の選出、④顧問の委嘱
 - 採決事項
①第1号議案「2021年度運動方針(案)」
②第2号議案「2021年度予算(案)」
 - 投票を要する案件
①秋闘産別スト権投票、②次年度役員選挙(以下、略)

以上

新型コロナの特別な対応について

発文書1377号で、新型コロナ感染での特別な対応について、発出しました。

この間、新型コロナ陽性になった場合、診断書または宿泊・自宅療養証明書を出した、入院・ホテル療養の期間は入院給付、自宅療養の期間は休業給付を行ってきまし

医労連共済だより

応として、陽性判明日から就業制限解除日まで、自宅療養についても入院給付と扱うことを確認しました。「就業制限解除通知」「就業制限解除通知」などで陽性判明日・就業制限解除日を確認します。新型コロナで給付済みの加入者も「個人・火災共済共済金支払請求書」で再請求していただければ審査を行い、不足分を給付します。就業制限が解除された後に、体調不良で療養する場合は「病氣・ケガ」での給付と同じ扱いとなりますので、ご注意ください。

第6回運営委員会で新型コロナの特別な対

医療の眼

「骨太の方針2020年」では、感染症拡大は「各国のいわば脆弱な部分を攻めてきている」とし、日本では「デジタル・オンライン化の遅れ」を指摘して、この機に乗じて菅政権はデジタル庁の設置を含めて、一気にオンライン化を推進しようとしています。菅首相は、デジタル戦略の基本方針に基づいて、第204回通常国会にデジタル関連法案を提出しました。

日本はこれまでデジタル化に社会としての戦略をもたず、基盤整備もともに整備しないで、デジタル資本・民間企業の活動に委ねてきたことから、国際的に立ち遅れています。マイナンバーカードの普及も進まず、キヤッシュレス・オンラインも進んでいません。進まない最大の要因は個人情報保護の甘さと不安、国家管理への警戒心があるからです。コロナ禍での感染予防の一つであるフィジカル・ディスタンスへの対応から、接触確認アプリ「COCOA」などのオンラインの活用が、一定進展しています

が、政府はこれを絶好の機会として具体化を推進しようとしています。

医療における デジタル化の推進

医療におけるデジタル

菅政権が進めるデジタル社会

化の推進では、厚労省のデータヘルス集中改革プランは、①電子処方箋の仕組み、②患者や全国の医療機関で医療情報を確認できる仕組み、③自身の保険医療情報を活用できるPHR(Personal Health Record)の仕組みを2020年度中に運用するとしました。本格稼働が10月まで延期となったオンライン資格確認システムのネットワークを活用し、マイナンバーカードと連動させて紐づけ、デジタル化することで可能となります。

2019年5月の改正健康保険法で、マイナンバーカードによる電子資格確認が法制化され、省令で健康保険証での資格確認となり、メインがマイナンバーカードとなっています。経団連は、PHRを個人起点での健康管理・予防対策に不可欠な基盤とし、マイナンバーへの個人の医療データの蓄積等を主張しています。あらゆる個人データを紐づけし、企業がPHRに蓄積された個人データを利用することをねらうものです。

デジタル化への対応

デジタル化は急速に進められてきており、私たち労働組合も議論を進めなければなりません。デジタル化それ自身が問題ではなく、学術の進展の成果であり、人類の多くの普遍性をもたらす可能性を持っています。問題はそれを活用してデジタル資本の利益拡大や、国家による個人的な管理を進めて、本来多くの人が享受すべき利便性が妨げられ、かえって格差を拡大していく手段になってしまふことは避けなければなりません。デジタル技術は社会共通の生活や生産の基盤であり、極めて公共的な性格を持っています。したがって、その性格にふさわしい管理やコントロールの仕組みをつくる必要があります。これをデータ資本・民間企業の自由な活動に委ねることは危険です。情報公開や国民が直接管理や監視する仕組みや、個人情報保護の精神を飛躍的に高めていくことが必要です。

ビジネス活用には前のめりである一方で、個人情報保護は軽視されています。菅政権が今国会に提出した「デジタル関連5法案」の基本理念には「個人情報保護」の文言がないことをみて、プライバシー権をないがしろにして利活用を優先していることは明白です。医療分野のほか、国税還付・年金給付・各種給付金などの公金、障害者手帳や在留カード、各種免許・国家資格、学校や社会教育における学習履歴データなども対象にしています。

鎌倉幸孝